

# 事業再生支援資金

(ア) 融資条件等

令和6年7月19日現在

融資対象者	<p>県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 次に掲げるいずれかの計画に従って事業再生を行うもの (国の事業再生計画実施関連保証制度に対応) ① 県中小企業活性化協議会の支援により策定された事業再生計画 ② (株)地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 など</p> <p>(2) 保証機関の保証付き借入金の残高の全部又は一部について、返済条件の緩和を行っている者で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、既往借入金の借換え(新たな事業資金の追加を含む)を行おうとするもの(国の条件変更改善型借換保証に対応)</p>																				
使 途	運転資金・設備資金																				
融資限度額	運転資金と設備資金併せて5,000万円																				
利 率	1年以内:年1.6%, 1年超3年以内:年1.8%, 3年超5年以内:年1.9% 5年超7年以内:年2.1%, 7年超10年以内:年2.2%, 10年超:変動金利																				
保 証 料 率	<p>融資対象者の欄(1) 年0.48% ※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもののうち、保証機関への保証申込が令和6年12月31日までに終わるものについては、保証料率は年0.1% ※ 責任共有制度対象外の保証付き既往借入金を同額以内で借り換える場合、又は求償権消滅保証を利用する場合は責任共有制度対象外となり、保証料率は年0.68%</p>																				
	<p>融資対象者の欄(2) 保証機関が、財務その他経営に関する情報をもとにリスク計測モデルにより評点を算出することができる者は、下記に定める保証料率となります。(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.58</td> <td>1.43</td> <td>1.23</td> <td>1.03</td> <td>0.83</td> <td>0.68</td> <td>0.48</td> <td>0.28</td> <td>0.13</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記評点を算できない者の保証料率については、一定料率(0.83%)をなります。</p>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	1.58	1.43	1.23	1.03	0.83	0.68	0.48	0.28	0.13
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨											
保証料率	1.58	1.43	1.23	1.03	0.83	0.68	0.48	0.28	0.13												
<table border="1"> <tr> <td>割引料率</td> <td>担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合は0.1%割引します。</td> </tr> </table>	割引料率	担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合は0.1%割引します。																			
割引料率	担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合は0.1%割引します。																				
割引料率	<p>パートナーシップ構築宣言の宣言事業者又は鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は、0.1%割引します。 ※ 該当する場合は、宣言の写し又は登録証の写しが必要です。</p>																				
融 資 期 間	<p>15年以内 ※ 融資対象(1)の据置期間は12月以内、ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもののうち、保証機関への保証申込が令和6年12月31日までに終わるものについては、60月以内 ※ 融資対象(2)の据置期間は12月以内、ただし、新規融資分を含む場合は24月以内</p>																				
償 還 方 法	毎月均等分割																				
連 帯 保 証 人	保証機関の定めるところによる																				
担 保	保証機関の定めるところによる																				
申 込 先	取扱金融機関																				
取扱金融機関	<p>鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工中金(県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)</p>																				
借入申請に必要な書類	<p>◇中小企業制度資金融資申込書(要綱1号様式) ◇信用保証委託申込書 ◇県民税及び市町村民税の納税証明書 ◇鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し ◇パートナーシップ構築宣言の宣言事業者は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し ◇その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類</p>																				

(注) その他融資条件の詳細な内容については、あらかじめお問い合わせください。

(イ) 融資の流れ

